

日医発第790号（年税42）

平成22年11月26日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
原 中 勝 征

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

かねてご案内のとおり、平成18年4月施行となった改正保険業法は、契約者保護の観点から、特定の者を相手方として保険（共済）の引受を行う事業に、原則として保険業法の規定を適用するものであり、平成20年4月以降、一定規模以上の任意共済は、事業継続のためには保険会社への事業譲渡等、同法への対応が必要とされています。

本会年金制度は、公益法人制度改革に関連して平成25年11月末までは経過措置期間があり、保険業法の適用が猶予されています。しかし、公益法人制度改革関連法に基づく新法人に移行する際には改正保険業法が適用となり、現行の形態での運営が困難となります。

本件に関しましては、本年4月14日付、日医発第22号でご案内のとおり、本会として同法への対応を医師年金における最優先事項と位置付け、厚生労働省、金融庁等関係当局への働き掛けはもとより、さまざまなルートで鋭意解決策を探ってまいりました。昨年12月には、当時の亀井静香金融担当大臣に対して、本会年金制度が現行と同様の環境で運営できるよう要請を行いました。

その結果、本年5月には、本会の要望が受け入れられた形で、標題の法案が閣議決定され、通常国会で継続審議となったのち、一部修正後(*)、今臨時国会で11月12日に法案が成立しました。

これにより、本会年金制度をはじめ、都道府県医師会、郡市区医師会の下で運営している同様の共済事業についても、一定存続の途が開かれたものと、思料いたします。

今後、標題の法案に関連する政省令、ガイドライン等が当局より示され、医師年金はそれらに基づき、平成25年11月末までに、主務官庁である厚生労働省に認可を受けるべく、特定保険業者としての申請手続きを進めていくこととなります。

本件に関しましては、新たな情報が入り次第、随時、状況をお伝えしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上

ご参考

(*)本文中の「一部修正」の内容

当初の法案では再改正の見直し時期について「適当な時期」としていたが、「施行後5年をメドに見直す」との提案がなされ、修正となった。

添付資料

別紙①

「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の概要

別紙②

「改正保険業法」成立、御礼文書手交先リスト
(今回法案成立に際し、ご支援いただいた関係者の方々)

参考ホームページ (金融庁)

<http://www.fsa.go.jp/news/21/hoken/20100511-2.html>

(金融庁トップページ「活動について」→「報道発表資料」→平成22年
5月11日 共済事業の規制のあり方についての方針(案)～)

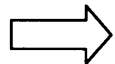
以上

別紙 ①

「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律案の概要

基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。⇒平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行う。

対象

・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる

- 一般社団/財団法人であること
- 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
- 業務・経理の適切性 等

「特定保険業」:改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

経理・監督

- ・特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・財務状況等の開示
- ・責任準備金等の積立て
- ・保険計理人の関与(長期かつ保険料積立金が必要な場合等)
- ・監督(報告徴求、立入検査、業務改善命令 等)

業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内(行政庁の承認により拡大可能)
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

その他

- ・行政庁:公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣(金融庁)
- ・主務省令:内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令
- ・罰則その他所要の規定を整備
- ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定

別紙 ②-1

「改正保険業法」成立、御礼文書の手交先リスト

参議院財務金融委員会

委員長	藤田 幸久 (ふじた ゆきひさ)	民主
理事	大久保 勉 (おおくぼ つとむ)	民主
理事	大塚 耕平 (おおつか こうへい)	民主
理事	愛知 治郎 (あいち じろう)	自民
理事	佐藤ゆかり (さとう ゆかり)	自民
理事	荒木 清寛 (あらき きよひろ)	公明
委員	尾立 源幸 (おだて もとゆき)	民主
委員	風間 直樹 (かざま なおき)	民主
委員	金子 洋一 (かねこ よういち)	民主
委員	川上 義博 (かわかみ よしひろ)	民主
委員	櫻井 充 (さくらい みつる)	民主
委員	田中 直紀 (たなか なおき)	民主
委員	中谷 智司 (なかにし ともじ)	民主
委員	水戸 将史 (みと まさし)	民主
委員	鴻池 祥肇 (こうのいけ よしただ)	自民
委員	塚田 一郎 (つかだ いちろう)	自民
委員	西田 昌司 (にしだ しょうじ)	自民
委員	野上浩太郎 (のがみ こうたろう)	自民
委員	林 芳正 (はやし よしまさ)	自民
委員	古川 俊治 (ふるかわ としはる)	自民
委員	丸川 珠代 (まるかわ たまよ)	自民
委員	横山 信一 (よこやま しんいち)	公明
委員	中西 健治 (なかにし けんじ)	みんな
委員	大門実紀史 (だいもん みきし)	共産
委員	中山 恭子 (なかやま きょうこ)	日改

内閣府金融担当大臣

自見庄三郎 (じみ しょうざぶろう) 国新

別紙 ②-2

「改正保険業法」成立、御礼文書の手交先リスト

衆議院・財務金融委員会

委員長	石田 勝之 (いしだ かつゆき)	民主
理事	江端 貴子 (えばた たかこ)	民主
理事	大串 博志 (おおぐし ひろし)	民主
理事	柿沼 正明 (かきぬま まさあき)	民主
理事	古本伸一郎 (ふるもと しんいちろう)	民主
理事	鷲尾英一郎 (わしお えいいちろう)	民主
理事	後藤田正純 (ごとうだ まさずみ)	自民
理事	竹下 亘 (たけした わたる)	自民
理事	竹内 譲 (たけうち ゆずる)	公明

衆議院・厚生労働委員会

委員長	牧 義夫 (まき よしお)	民主
理事	青木 愛 (あおき あい)	民主
理事	石毛 鏡子 (いしげ えいこ)	民主
理事	中根 康浩 (なかね やすひろ)	民主
理事	藤田 一枝 (ふじた かずえ)	民主
理事	柚木 道義 (ゆのき みちよし)	民主
理事	加藤 勝信 (かとう かつのぶ)	自民
理事	田村 憲久 (たむら のりひさ)	自民
理事	古屋 範子 (ふるや のりこ)	公明

石森 久嗣 (いしもり ひさつぐ)	民主
岡本 充功 (おかもと みつのり)	民主
阿部 知子 (あべ ともこ)	社民
鴨下 一郎 (かもした いちろう)	自民
坂口 力 (さかぐち ちから)	公明
仁木 博文 (にき ひろぶみ)	民主
吉田 統彦 (よしだ つねひこ)	民主

別紙 ②-3

厚生労働委員会

委員長	津田弥太郎 (つだ やたろう)	民主
理事	足立 信也 (あだち しんや)	民主
理事	長浜 博行 (ながはま ひろゆき)	民主
理事	石井 準一 (いしい じゅんいち)	自民
理事	藤井 基之 (ふじい もとゆき)	自民
理事	山本 博司 (やまもと ひろし)	公明

梅村 聡 (うめむら さとし)	民主
森田 高 (もりた たかし)	国新
渡辺 孝男 (わたなべ たかお)	公明
秋野 公造 (あきの こうぞう)	公明